

神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船等使用内規

(趣旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船、実習船及びその他の舟艇(以下「練習船等」という。)並びに停泊中の練習船等及び係船池(以下「施設等」という。)を使用する場合に必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 練習船等及び施設等は、海事に関する教育・学術研究・社会貢献等の普及活動を図るために使用することを目的とする。

(管理責任者)

第3条 管理責任者は、神戸大学大学院海事科学研究科長(以下「研究科長」という。)とする。

(使用者の範囲)

第4条 練習船等及び施設等を使用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学教職員
- (2) 本学学生
- (3) その他研究科長が認めた者

(使用の申請)

第5条 練習船等及び施設等を使用しようとするときは、運航等の調整のために海事基盤センターと事前の協議を行い、次の各号に定める区分により、原則として2ヶ月前までに使用申請書を管理責任者に提出しなければならない。

- (1) 練習船等を使用するとき 附属練習船等使用申請書(別紙様式1)
- (2) 施設等を使用するとき 施設等使用申請書(別紙様式2)

(使用の許可)

第6条 管理責任者は、前条の申請を許可したときは、許可書(別紙様式3, 4)により申請者に通知するものとする。

2 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、使用の内容を変更するときは、管理責任者に直ちにその旨を申し出て、承認を受けなければならない。

3 前項の申出及び承認については、第1項を準用する。

(使用料)

第7条 使用者は、別表1及び別表2に定める使用料を財務担当役の発する請求書により指定期日までに納入しなければならない。

2 前項の使用料は、いかなる場合でも返還しない。ただし、天災・天候等により実施できないと管理責任者が判断した場合は、返還するものとする。

3 前2項のほか、使用料の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

(使用者の義務)

第8条 使用者は、この内規を遵守するほか、練習船等及び施設等の利用に際しては、管理責任者の指示に従わなければならぬ。

(損害賠償)

第9条 使用者は、故意又は重大な過失により施設、設備及び備品を滅失又は毀損したときは、その損害を弁償しなければならない。

(事務)

第10条 練習船等及び施設等の使用に関する事務は、事務部において行う。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、練習船等及び施設等の使用に関し必要な事項は、海事基盤センター長と協議の上、研究科長が定める。

附 則

この内規は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年3月23日から施行する。ただし、改正後の第5条及び第11条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年7月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和5年7月1日から施行する。

別紙様式1(練習船等)

年　月　日

国立大学法人神戸大学 大学院海事科学研究科長 殿

申請者 所 属
職 名 等
氏 名
連 絡 先
※学外は以下を記載
住 所
代表者氏名

附屬練習船等使用申請書

下記のとおり練習船等を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用する練習船等

(1)練習船等の種類 (いずれかを○で囲むこと)

練習船 : 海神丸
実習船 : むこ丸 白鷗
その他の舟艇 : クライナーベルク
カッター(艇)

(2)乗船者 人

氏名・所属等(多数の場合は、原則、乗船1ヶ月前までに乗船者リストを提出してください)

2 使用理由

3 使用計画(船内等にて実施するプログラム又は利用概要を提出してください)

4 使用期間

5 その他参考となるべき事項

(緊急時連絡先・その他)

【確認】使用中、自己の責に帰する事故や損害については、神戸大学に一切の責任を問いません。

年　月　日　　氏名

別紙様式2(施設等用)

年　月　日

国立大学法人神戸大学 大学院海事科学研究科長 殿

申請者 所 属
職 名 等
氏 名
連 絡 先
※学外は以下を記載
住 所
代表者氏名

施設等使用申請書

下記のとおり施設等を使用したく、関係書類を添付して申請します。

記

1 使用する施設等

(1) 停泊中の練習船等の種類 (いずれかを○で囲むこと)

練習船 : 海神丸
実習船 : むこ丸 白鷗
その他の舟艇 : クライナーベルク
カッター(艇)

(2) 係船池 (必要に応じて図等を提出してください)

(3) 使用者 人

氏名・所属等(多数の場合は、原則、乗船1ヶ月前までに乗船者リストを提出してください)

2 使用理由

3 使用計画(施設等にて実施するプログラム又は利用概要を提出してください)

4 使用期間

5 その他参考となるべき事項

(緊急時連絡先・その他)

【確認】 使用中、自己の責に帰する事故や損害については、神戸大学に一切の責任を問いません。

年　月　日　　氏名

年　月　日

附屬練習船等使用許可書

使用者住所
氏　　名　　殿

許可者　国立大学法人神戸大学
部局財産管理担当役
大学院海事科学研究科長 [公印省略]

年　月　日付で申請のあった神戸大学管理の練習船等を使用することについては、下記の条件を付して許可する。

記

1. 使用船舶名称

2. 使用期間

年　月　日()　～　年　月　日()

3. 使用目的

4. 使　用　料

- 使用料が発生する
- 使用料は発生しない

5. 遵守事項

- イ　使用を許可された練習船等を管理する部局の指示に従うこと。
- ロ　施設又は物品を滅失し、若しくは損傷したときは、速やかに弁償又は修復すること。

年　月　日

施設等使用許可書

使用者住所
氏　名　殿

許可者　国立大学法人神戸大学
部局財産管理担当役
大学院海事科学研究科長 [公印省略]

年　月　日付で申請のあった神戸大学管理の施設等を使用することについては、下記の条件を付して許可する。

記

1. 使用施設名称

2. 使用期間

年　月　日()～　年　月　日()

3. 使用目的

4. 使 用 料

- 使用料が発生する
- 使用料は発生しない

5. 遵守事項

- イ　使用を許可された施設等を管理する部局の指示に従うこと。
- ロ　施設又は物品を滅失し、若しくは損傷したときは、速やかに弁償又は修復すること。

別表1

【練習船（海神丸）（以下「練習船」という。）】

1. 海事科学研究科、海洋政策科学部及び海事科学部

以下の表に基づき、使用料を徴収する。ただし、教育を目的とした使用の場合は使用料を徴収しない。

区分（注1）	使用料	
	基本額	その他費用（注2～8）
半日使用	—	【使用者に係る費用】 食材費、宿泊費、リネン代
1日使用	—	【その他費用】 重油使用料、乗組員に係る費用（航海日当、食材費、リネン代）、司厨経費、補助学生費、係船作業量、岸壁使用料、その他追加費用
夜間使用	—	

注1 半日使用：A（8:00～12:00）若しくはB（13:00～17:00）のいずれかの4時間以内の使用

1日使用：8:00～17:00までの間の4時間を超える使用

夜間使用：17:00以降翌日8:00にかかる使用（使用時間に関わらない。）

AからBにわたり使用する場合は、使用時間に関わらず1日使用となる。

注2 乗組員に係る費用（航海日当）は、乗組員の区分・人数に応じて以下の表に基づき算出する。

乗組員の区分	1日当たりの費用
船長・機関長・運航に係る教員	1,450円/人（半日使用の場合は、870円/人）
船員	1,100円/人（半日使用の場合は、660円/人）

注3 食事を提供する場合は、使用者に係る食材費（使用者1人につき、1日1,200円）、司厨経費（1日17,000円）、乗組員に係る食材費（乗組員1人につき1日1,200円）を徴収する。

注4 宿泊を伴う場合は、宿泊費（海事科学研究科ポンド内における前後泊時のみ徴収、使用者1人につき1泊9,000円）、使用者に係るリネン代（使用者1人につき、1航海1,200円）、乗組員に係るリネン代（乗組員1人につき1航海1,200円）を徴収する。

注5 補助学生を必要とする場合は、非常勤職員の給与に関する細則に定める学生補佐員の時間給に基づき、必要な人数及び時間により算出した費用を徴収する。

注6 学外の港湾において着岸に必要な費用（係船作業量、岸壁使用料）が発生する場合は実費を徴収する。

注7 その他運航形態により、追加費用を徴収する場合がある。

注8 同乗者として練習船を使用する場合は、以下の区分に基づき使用料を徴収する。区分については、上記注1と同様とする。使用者に係る食材費、宿泊費、リネン代は、上記注3、4と同様とする。ただし、教育を目的として同乗する場合は使用料を徴収しない。なお、予定していた運航が取り止めとなった場合は、同乗を取り消すものとする。

区分（注1）	同乗者として練習船を使用する場合の使用料	
半日使用	1人につき1回当たり1,000円	【使用者に係る費用】 食材費、宿泊費、リネン代
1日使用	1人につき1日当たり2,500円	【その他費用】 その他追加費用（運航形態により、追加費用を徴収する場合がある。）
夜間使用	1人につき1夜当たり5,000円	

注9 教育関係共同利用に係る使用料については、別途定める。

注10 研究科長は、特別の事情により、表に定める使用料を徴収することが適当でないと認める場合は、事情を勘案して使用料を決定することができる。

2. 1以外の学内者

以下の表に基づき、使用料を徴収する。

区分（注1）	使用料	
	基本額（注2）	その他費用（注3～9）
半日使用	60,000円（1回当たり）	【使用者に係る費用】 食材費、宿泊費、リネン代
1日使用	120,000円（1日当たり）	【その他費用】 重油使用料、乗組員に係る費用（航海日当、食材費、リネン代）、司厨経費、補助学生費、係船作業量、岸壁使用料、その他追加費用
夜間使用	490,000円（1夜当たり）	

注1 半日使用：A（8:00～12:00）若しくはB（13:00～17:00）のいずれかの4時間以内の使用

1日使用：8:00～17:00までの間の4時間を超える使用

夜間使用：17:00以降翌日8:00にかかる使用（使用時間に関わらない。）

AからBにわたり使用する場合は、使用時間に関わらず1日使用となる。

注2 基本額については、教育を目的とした使用の場合は徴収しない。

注3 乗組員に係る費用（航海日当）は、乗組員の区分・人数に応じて以下の表に基づき算出する。

乗組員の区分	1日当たりの費用
船長・機関長・運航に係る教員	1,450円/人（半日使用の場合は、870円/人）
船員	1,100円/人（半日使用の場合は、660円/人）

注4 食事を提供する場合は、使用者に係る食材費（使用者1人につき、1日1,200円）、司厨経費（1日17,000円）、乗組員に係る食材費（乗組員1人につき1日1,200円）を徴収する。

注5 宿泊を伴う場合は、宿泊費（海事科学研究科ポンド内における前後泊時のみ徴収、使用者1人につき1泊9,000円）、使用者に係るリネン代（使用者1人につき、1航海1,200円）、乗組員に係るリネン代（乗組員1人につき1航海1,200円）を徴収する。

注6 補助学生を必要とする場合は、非常勤職員の給与に関する細則に定める学生補佐員の時間給に基づき、必要な人数及び時間により算出した費用を徴収する。

注7 学外の港湾において着岸に必要な費用（係船作業量、岸壁使用料）が発生する場合は実費を徴収する。

注8 その他運航形態により、追加費用を徴収する場合がある。

注9 同乗者として練習船を使用する場合は、以下の区分に基づき使用料を徴収する。区分については、上記注1と同様とする。使用者に係る食材費、宿泊費、リネン代は、上記注4、5と同様とする。なお、予定していた運航が取り止めとなった場合は、同乗を取り消すものとする。

区分	同乗者として練習船を使用する場合の使用料	
半日使用	<p>【教育を目的とした使用の場合】 1人につき1回当たり1,000円</p> <p>【研究・その他（研修）を目的とした使用の場合】 1人につき1回当たり2,500円</p>	
1日使用	<p>【教育を目的とした使用の場合】 1人につき1日当たり2,500円</p> <p>【研究・その他（研修）を目的とした使用の場合】 1人につき1日当たり5,000円</p>	<p>【使用者に係る費用】 食材費、宿泊費、リネン代</p> <p>【その他費用】 その他追加費用（運航形態により、追加費用を徴収する場合がある。）</p>
夜間使用	<p>【教育を目的とした使用の場合】 1人につき1夜当たり5,000円</p> <p>【研究・その他（研修）を目的とした使用の場合】 1人につき1夜当たり14,000円</p>	

注10 教育関係共同利用に係る使用料については、別途定める。

注11 研究科長は、特別の事情により、表に定める使用料を徴収することが適当でないと認める場合は、事情を勘案して使用料を決定することができる。

3. 学外者

以下の表に基づき、使用料を徴収する。

区分（注1）	使用料	
	基本額	その他費用（注2～8）
半日使用	510,000円（1回当たり）	【使用者に係る費用】 食材費、宿泊費、リネン代
1日使用	1,020,000円（1日当たり）	【その他費用】 重油使用料、乗組員に係る費用 (航海日当、食材費、リネン代)、 司厨経費、補助学生費、係船作業 量、岸壁使用料、その他追加費用
夜間使用	2,190,000円（1夜当たり）	

注1 半日使用：A（8:00～12:00）若しくはB（13:00～17:00）のいずれかの4時間以内の使用

1日使用：8:00～17:00までの間の4時間を超える使用

夜間使用：17:00以降翌日8:00の間にかかる使用（使用時間に関わらない。）

AからBにわたり使用する場合は、使用時間に関わらず1日使用となる。

注2 乗組員に係る費用（航海日当）は、乗組員の区分・人数に応じて以下の表に基づき算出する。

乗組員の区分	1日当たりの費用
船長・機関長・運航に係る教員	1,450円/人（半日使用の場合は、870円/人）
船員	1,100円/人（半日使用の場合は、660円/人）

注3 食事を提供する場合は、使用者に係る食材費（使用者1人につき、1日1,200円）、司厨経費（1日17,000円）、乗組員に係る食材費（乗組員1人につき1日1,200円）を徴収する。

注4 宿泊を伴う場合は、宿泊費（海事科学研究科ボンド内における前後泊時のみ徴収、使用者1人につき1泊9,000円）、使用者に係るリネン代（使用者1人につき、1航海1,200円）、乗組員に係るリネン代（乗組員1人につき1航海1,200円）を徴収する。

注5 補助学生を必要とする場合は、非常勤職員の給与に関する細則に定める学生補佐員の時間給に基づき、必要な人数及び時間により算出した費用を徴収する。

注6 学外の港湾において着岸に必要な費用（係船作業量、岸壁使用料）が発生する場合は実費を徴収する。

注7 その他運航形態により、追加費用を徴収する場合がある。

注8 同乗者として練習船を使用する場合は、以下の区分に基づき使用料を徴収する。区分については、上記注1と同様とする。使用者に係る食材費、宿泊費、リネン代は、上記注3、4と同様とする。なお、予定していた運航が取り止めとなった場合は、同乗を取り消すものとする。

区分	同乗者として練習船を使用する場合の使用料	
半日使用	1人につき1回当たり10,000円	【使用者に係る費用】 食材費、宿泊費、リネン代
1日使用	1人につき1日当たり20,000円	【その他費用】 その他追加費用（運航形態によ り、追加費用を徴収する場合があ る。）
夜間使用	1人につき1夜当たり45,000円	

注9 教育関係共同利用に係る使用料については、別途定める。

注10 研究科長は、特別の事情により、表に定める使用料を徴収することが適当でないと認める場合は、事情を勘案して使用料を決定することができる。

別表2

【実習船及びその他の舟艇】

実習船（むこ丸、白鷗）

区分	使用料	
	学内者	学外者
半日 使用	25,000円	25,000円
1日 使用	40,000円	50,000円

その他の舟艇

(1) クライナーベルク

区分	使用料	
	学内者	学外者
半日 使用	20,000円	20,000円
1日 使用	30,000円	40,000円

(2) カッター（1艇あたり）

区分	使用料	
	学内者	学外者
半日 使用	5,000円	10,000円
1日 使用	10,000円	20,000円

注 半日使用：午前若しくは午後いずれかの4時間以内の使用

1日使用：8:00～17:00までの間の4時間を超える使用

午前から午後にわたり使用する場合は、使用時間に関わらず1日使用となる。